

I

(1) 最高裁裁判所裁判官の国民審査の内容、根拠及び趣旨などについて説明することが求められる。

国民審査については、憲法 79 条 2 項において定められている。裁判官の選任に対して民主的コントロールを及ぼす趣旨であり、その性質はリコール制と解されている。投票方法は 79 条 3 項及び 4 項に定められているが、詳細は最高裁判所裁判官国民審査法に委ねられている。現行では、罷免とすべき裁判官に×を付し、そうでない場合には何も記入しない方法（結果として罷免の可否について不明の者の票を罷免を可としない票に数える）が採用されているが、最高裁は憲法の規定する国民審査制度の趣旨に合致するとしている（最大判 1952 年〔昭和 27 年〕2 月 20 日民集 6 卷 2 号 122 頁）。

なお在外邦人の国民審査権の行使を一切認めていない点につき、東京高裁は、最高裁判所裁判官国民審査法が憲法 15 条 1 項並びに 79 条 2 項及び 3 項に反すると判断した（東京高判 2020 年〔令和 2 年〕6 月 25 日判時 2460 号 37 頁）。本件については、上告され、現在、最高裁大法廷で審理中である。

(2) 行政法総論上の基本事項である「行政規範」の形式の一つである「政令」についての理解度を問う問題である。憲法 73 条 6 号及び内閣法 11 条の規定を手掛かりとして、政令の概念（法の階層制における位置付けを含む）、政令の種別と法律の授権のあり方、政令の制定に及ぶ法的規制（実体的規制、手続的規制）等について論じることが求められる。

II

あん摩マッサージ指圧師養成施設の設置について問う問題である。憲法 22 条 1 項の職業選択の自由（営業の自由）の問題であることを指摘し、制約となっているあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の附則 19 条 1 項の合憲性について論じることが必要である。その際、いわゆる二分論を踏まえ、権利の性質、規制態様なども加味し、多角的に論じることが求められる。

なお題材は、東京高判 2020 年〔令和 2 年〕12 月 8 日裁判所 HP 及び東京地判 2019 年〔令和元年〕12 月 16 日判例時報 2458 号 18 頁である。

III

行政法総論上の基本事項である「行政処分（行政行為）の法的規制（実体的規制、手続的規制）」についての理解度を問う問題である。

A 市図書館条例 5 条 2 号に基づく図書館の利用制限が行政処分、特に不利益処分（行政手続法 2 条 4 号を参照）に該当することを前提として、実体的規制に関しては、利用制限

に裁量（対司法裁量）が認められるかどうか、認められるとしてどの程度認められるか、Bに対してA市図書館の利用を今後一切禁止する措置が裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たらないかどうか等について論じることが求められる。

他方で、手続的規制に関しては、A市行政手続条例の関連規定（行政手続法3章を参照）に従い、意見陳述のための手続の保障、理由の提示等の観点から論じることが求められる。